

参画機会の保障

第8条 市は、市民参画によるまちづくりを推進しなければならない。

2 市は、市民参画の仕組みを明らかにし、市民が参画しやすい環境を整備しなければならない。

解説

この条は、市は、市民がまちづくりに参画する機会を保障しなければならないことを定めています。

市が市民との協働のまちづくりを進める際、ボランティア団体やNPO（11ページ用語解説④参照）、町内会活動への参加、有志による美化活動、市からの求めによる施策などへの提言など、市民の参画の手段はさまざまな方法が考えられます。

市は、これらのまちづくりへの参画機会を保障するため、市のホームページや広報紙などの情報提供を充実するとともに、第28条に定める市民自治推進委員会の設置など、市民がまちづくりに参画しやすい環境を整備しなければならないことを定めています。

市民投票制度

第9条 市は、まちづくりに関わる重要事項について、直接、市民の意思を確認するため、市民投票制度を設けることができる。

2 市民投票の実施に関し必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定める。

解説

この条は、市がまちづくりを進める上で重要な政策判断が必要な事項については、市民に対する最終的な意思確認の手段として、市民投票制度を設けることができることを定めています。

市民投票制度を定める条例は、案件ごとに、その都度、条例を制定して行う『個別型』と、投票の手続きなどをあらかじめ条例で定めておく『常設型』の2つに分類することができます。

市民投票は、その実施について十分な議論が必要であり、対象となる案件が幅広く、また、投票資格者の範囲を一律に決めることが適切ではないと考えられるため、この条例では市民投票の実施について、必要な事項は案件ごとにそれぞれの条例で定めることになっています。



第4章 連携と協力

コミュニティ

第10条 私たち市民は、暮らしやすい地域社会を築くために、居住地、関心又は目的を共にすることで形成されるつながり、組織等（以下「コミュニティ」という。）をそれぞれの自由意思に基づいて形成することができる。

2 私たち市民は、地域社会の担い手であるコミュニティの役割を尊重するとともに、守り育てるよう努めるものとする。

3 市は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重しながら、コミュニティに関わる施策を推進し、必要に応じて支援することができる。

解説

この条は、市民自らが組織するコミュニティが果たす役割を市民自身が尊重し、育成する必要性を認識するとともに、市はコミュニティの活動がよりよい形でまちづくりに反映できるように自主性・自立性を尊重して支援することを定めています。

コミュニティの活動は、地域の活性化につながり、また、その活動が市民同士のつながりを密接にし、まちづくりの原動力になると考えられます。暮らしやすい地域社会を築くために

は、市民が町内会やボランティア団体、各種サークル、NPOなどのコミュニティを主体的に組織することができ、活発な活動を促進する環境づくりが必要です。



市外の人々との連携

第11条 私たち市民は、福祉、環境、経済、観光、教育、文化、学術、芸術、スポーツ等の様々な分野に関する取組を通じて、市外の人々と連携・協力するとともに、市外の人々の意見や提言等をまちづくりに活用するように努めなければならない。

解説

この条は、市民が行うさまざまな分野の主体的な取り組みについて、市民同士のつながりとどまらず、行政区域を越えた市外の人びととの連携・協